

令和6年4月15日

各位

新潟県立荒川高等学校長

### 令和5年度におけるいじめ認知件数について

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）において「新潟県立荒川高等学校いじめ防止基本方針」に沿って活動した結果、本校におけるいじめ認知件数は18件でした。

本校のいじめに対する取り組みに対してご意見・ご要望がある皆様は、担当までご連絡ください。

今後も「いじめをしない・見逃さない・許さない」学校づくりに向け、組織的に対応していきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

#### ※いじめの定義

##### いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

##### 新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条2項

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

担当 新潟県立荒川高等学校  
教頭 関 澤 徹  
いじめ対策推進教員  
教諭 江 見 清明  
電話 0254-62-4624